

企業年金にゆうす

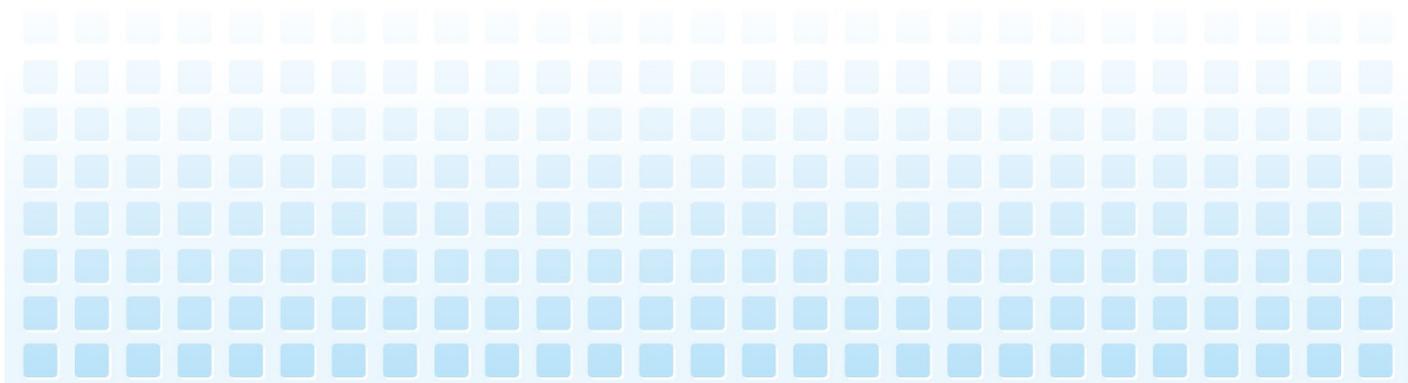
2020 - No. 7

もくじ

2019年度決算等の概要	2
資産の一部キャッシュ化ルールの 変更について	4
現行制度の拡充および 基金名称の変更について	6
任期満了に伴う代議員の選定について	6
総合型DB基金のガバナンスに係る 政省令案等に関する意見提出について	7



Italy photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)



2019年度 決算等の概要

去る7月29日に行われた第12回代議員会において、2019年度事業報告および決算が全会一致で承認されました。また、決算では、年金資産の積立状況を確認するための財政検証を実施しました。以下では、2019年度決算等の概要をお知らせいたします。

なお、2019年度事業報告および決算の詳細については、別添の「2019年度業務概況報告書」(REVIEW OF OPERATIONS IN FISCAL 2019)をご参照ください。

年金経理

年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

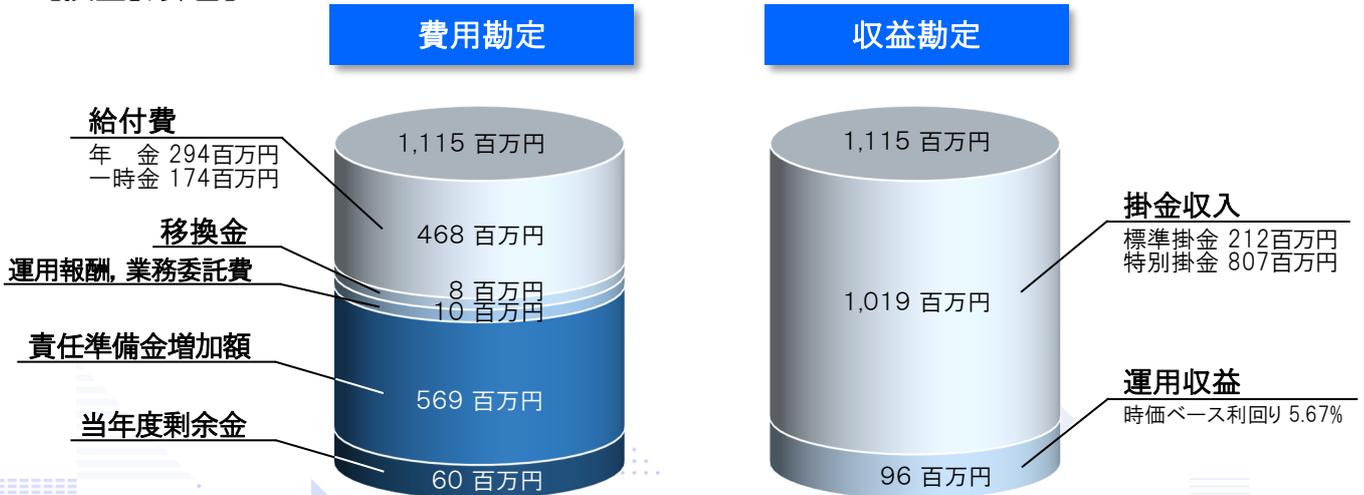
収益勘定は、標準掛金2億12百万円と特別掛金8億7百万円を合わせた掛金収入が10億19百万円、運用収益が96百万円で合計11億15百万円となりました。

一方、費用勘定は、年金・一時金の給付費が4億68百万円、他制度移換金8百万円、運用報酬3百万円、業務委託費7百万円で、経常費用計は4億86百万円となりました。

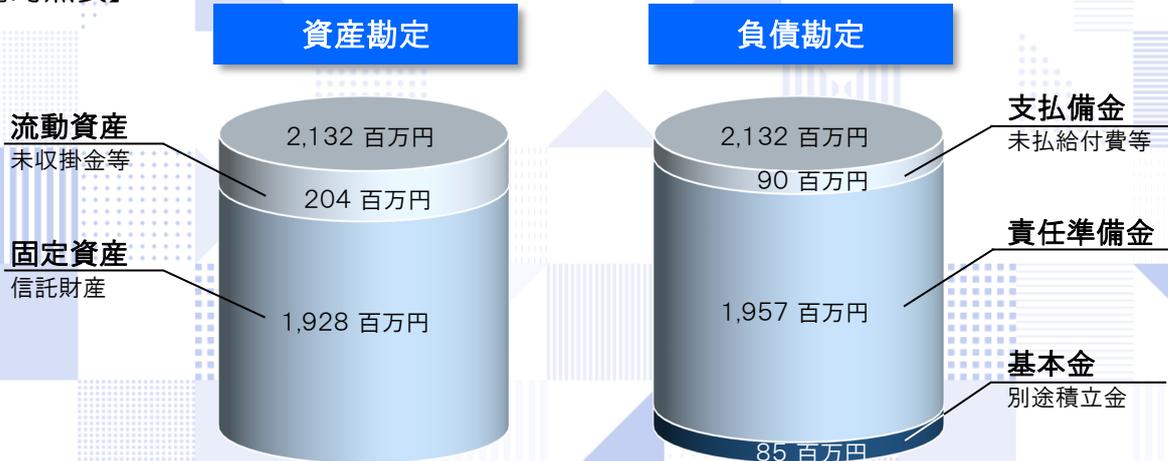
負債の変動に伴う費用として責任準備金増加額5億69百万円を計上しておりますが、これは実際にはキャッシュアウトを伴わない年金数理上の費用科目です。

この結果、2019年度においては、60百万円の当年度剰余金を計上し、これにより、別途積立金は85百万円となりました。

【損益計算書】



【貸借対照表】

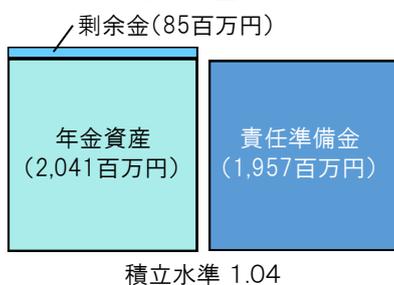


財政検証

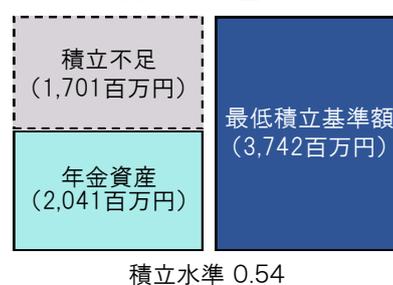
基金の毎年の決算では、財政検証によって積立状況を確認します。

積立状況のチェックは、①制度が今後とも継続する前提で、現時点の積立状況に問題ないかどうかを検証する「継続基準」と、②制度が現時点で終了する前提で、現在までの加入期間に見合った給付を賄う資産が確保されているかどうかを検証する「非継続基準」の2つの基準によって行い、いずれも積立水準1.0以上がクリアの要件となります。検証の結果は以下のとおりです。継続基準では、年金資産が必要積立金を上回っていることから基準をクリアしています。一方、非継続基準については、外形上基準に抵触していますが、これは特別掛金を7年償却としている制度設計に起因するもので、毎年特別掛金の償却が進み、資産が積み上がればこの状態は解消されるため問題はありません。

【①継続基準】



【②非継続基準】



業務経理

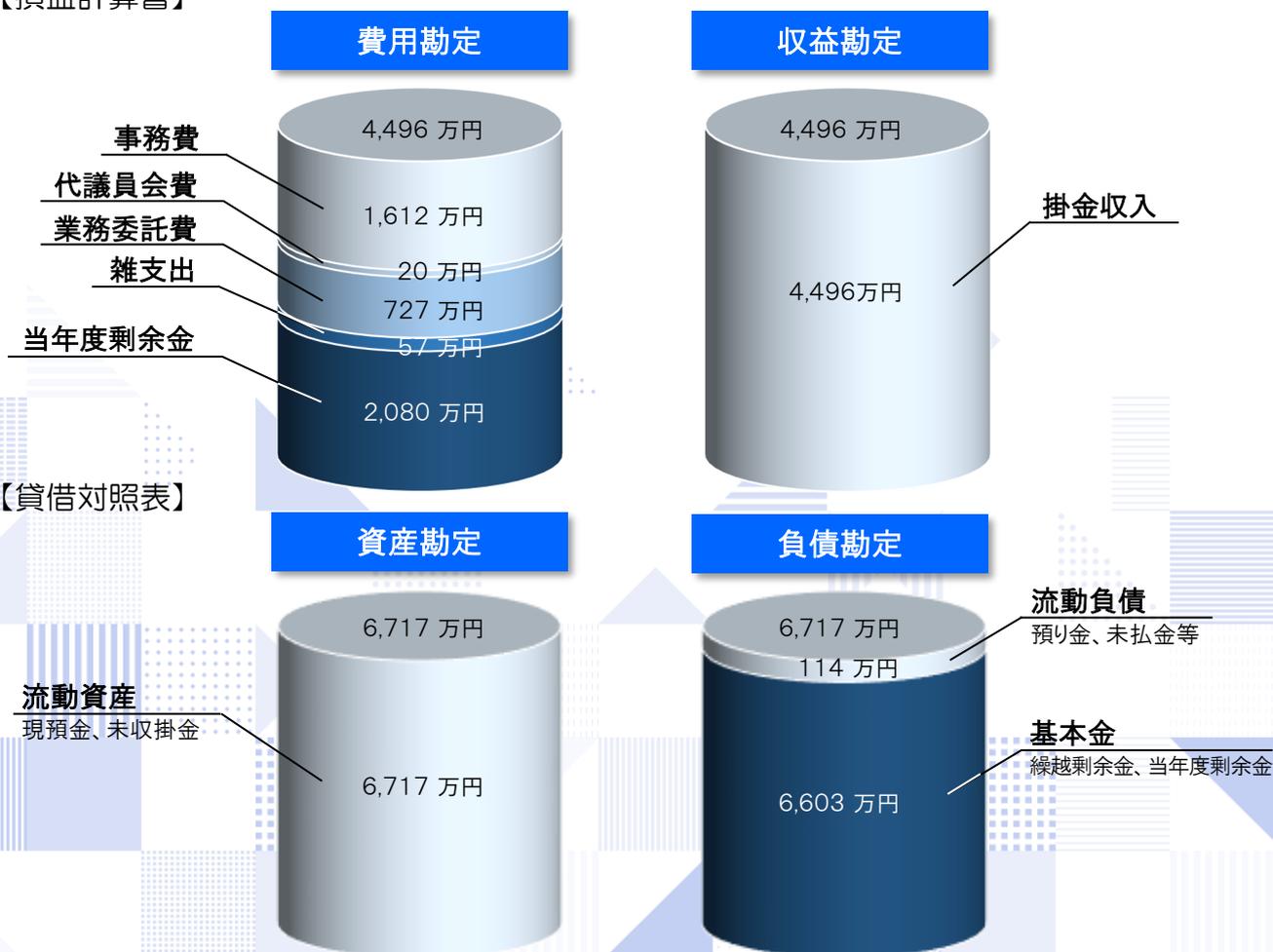
業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

収益勘定は、事務費掛金収入が4,496万円となりました。

一方、費用勘定は、人件費を含む事務費が1,612万円、代議員会費20万円、業務委託費727万円、掛金収納代行委託手数料等の雑支出が57万円、費用合計は2,416万円となりました。この結果、業務経理では、2,080万円の当年度剰余金を計上しました。

これにより、繰越剰余金を合わせた基本金は6,603万円となりました。

【損益計算書】



資産の一部キャッシュ化ルールの変更について

先の第12回代議員会において、当基金が当面の決算対策として導入している「資産の一部キャッシュ化ルール」について、2020年度に限りキャッシュ化のタイミングを前倒しすることの議案が上程され、全会一致をもって議決承認されましたので、その内容をお知らせいたします。

1 | ルール変更の理由

- ▶既に資産運用状況(Quarterly Report 2020.1-3)等でもご案内のとおり、当基金では一昨年「資産の一部キャッシュ化ルール」を策定し、本年1月にこれを発動したところです。本ルールは、当基金では、厚生年金基金の解散時の加入者・受給者の受給権を保全するための特別掛金を7年償却で設定しており、当該7年間は年金資産が右肩上がりが増加することから運用環境が悪化した場合にその影響を受けやすいという財政構造となっていることに加え、2020年度末には初回の財政再計算を迎え、仮にその段階で決算上の不足金を抱える場合にはその全額を解消するための掛金の追加拠出が必要となるため、これをいかに回避するかが命題との認識の下、当面7年間の決算対策として策定したものです。
- ▶本ルールの概要は右の参考のとおりです。キャッシュ化を行うタイミングは、ルール上12月末、1月末、2月末の収益率が確定する時期(すなわち1月上旬、2月上旬、3月上旬)のいずれか早い時期となっております。
- ▶しかしながら、本年度のこの先の市場環境においては、
 - ①新型コロナウイルスの感染拡大第2波による世界景気低迷の長期化懸念
 - ②10月に行われる東京五輪・パラリンピック開催の最終判断で仮に中止となった場合の内外経済への影響
 - ③米中外交関係の悪化による貿易戦争の再燃懸念
 - ④米大統領選挙の行方(→仮に共和党政権から民主党政権に移行した場合の金融市場の反応)
 - ⑤英のEU離脱を巡る協議の行方(→協議が年内成立しない場合は「合意なき離脱」)など様々な波乱要素が想定され、いずれも秋口から年内にリスクの顕在化が懸念されるどころです。
- ▶このため、これらリスクの顕在化に伴う年金資産の毀損を防ぎ、2020年度末の財政再計算結果における掛金の追加拠出といった不測の事態を確実に回避するため、キャッシュ化の時期を今年度に限り一定程度前倒しするためのルール変更を行うことといたしました。

2 | 具体的な変更内容

1) キャッシュ化の時期

キャッシュ化を行うタイミングについて、現行ルールでは12月末、1月末、2月末の収益率が確定する時期(すなわち1月上旬、2月上旬、3月上旬)のいずれかとしているものを、上記リスクの顕在化を回避する観点から2020年度に限り3カ月前倒して、9月末、10月末、11月末の収益率が確定する時期(すなわち10月上旬、11月上旬、12月上旬)のいずれかから可能としました。

2) 対象資産の拡大

現行ルールにおいて、パッシブ資産に係るキャッシュ化の対象資産は、国内株式、外国株式のほか、為替リスクを有する外国債券を含めた3資産であり、国内債券および為替リスクを排除したヘッジ外債はキャッシュ化の対象外としております。しかしながら、キャッシュ化の前倒しを行う場合、最長6カ月間、資産全体の3分の2(国内債券5%、ヘッジ外債59%)に相当する資産を債券のみで運用することとなり、場合によってはこの間の金利上昇(債券価格の下落)リスクも無視できないため、より安全を期すためキャッシュ化の対象は4資産全てとしました。

なお、2020年度においては、リスク分散をより高める観点から従来のパッシブ資産に加え新たに3つのファンド(みずほ信託: 私募REIT、第一生命: マルチアセット、りそな銀行: マルチアセット)を組み入れているところです。キャッシュ化に際しての当該ファンドの取扱いについては、

ア みずほ信託銀行の私募REITについては、流動性の制約からキャッシュ化の対象外とします。

イ 第一生命のマルチアセットについては、ファンド内でリスク資産をキャッシュに振り替えることが可能であることから、9月末、10月末、11月末のそれぞれの段階において委託額の全額をキャッシュに振り替えることとします。

ウ りそな銀行のマルチアセットについては、商品の性格上ファンド内での資産振替えが不可のため、若干の手数料が生じますが一旦ファンドの解約手続きを行った上でキャッシュ化を図り、翌年度に改めて再委託することとします。

3) リスク調整率の見直し

キャッシュ化の前倒しに伴い、当基金より総幹事会社に対するキャッシュ化の指示日から実際の売却日までの2営業日のタイムラグにかかる安全率である「リスク調整率」について、新たに10月、11月、12月の調整率を設けました。なお、2020年度からの新規ポートフォリオ移行に伴い、内外株式の投資比率を従来の34%から28%に引き下げているため、現行の1月、2月、3月に係るリスク調整率についても修正を行っています。

4 その他留意事項

キャッシュ化の前倒しによって決算上の剰余は確保される一方、運用を行わない期間も従来より長期化することから、仮にその間に株式市場が大きく上昇した場合などは、結果的に収益の取り洩れとなる場合があります。

◆◆◆ 現行ルールと変更後の比較 ◆◆◆

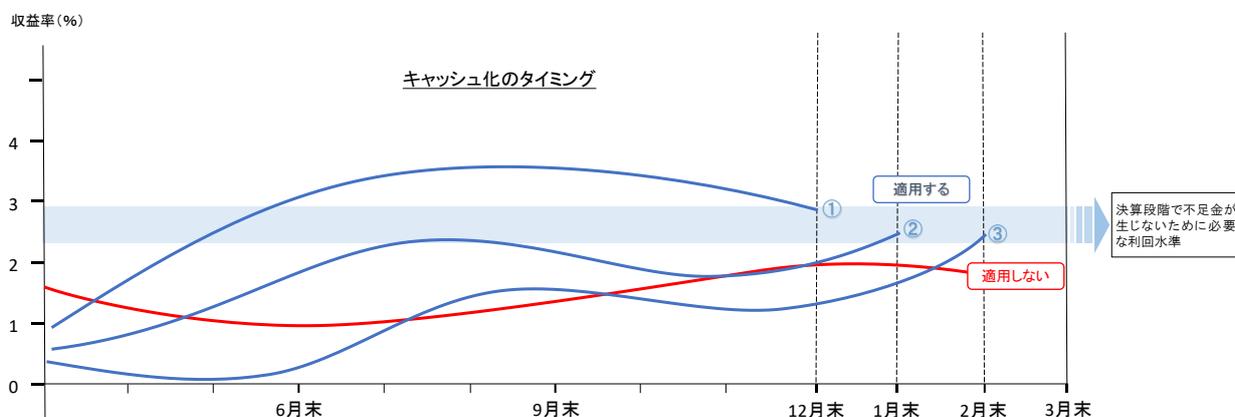
	変更後	現行																		
キャッシュ化の時期	10月、11月、12月、1月、2月、3月	1月、2月、3月																		
キャッシュ化対象資産	パッシブ資産→国内債券を含む全資産 オルタナティブ資産→私募REITを除く2ファンド	パッシブ資産のうち国内債券を除く3資産																		
前月末の収益率が確定する翌月4営業日までの3営業日のタイムラグ補正	変更なし	内外株式の市場ベンチマーク騰落率による補正																		
リスク調整率 <small>(売却の指示日から実行までの2営業日のタイムラグ補正)</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.21%</td> <td>0.29%</td> <td>0.23%</td> <td>0.40%</td> <td>0.54%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注)新基本ポートフォリオ移行に伴う内外株式の投資比率変更(34%→28%)に伴い1月、2月、3月のリスク調整率も修正している。</small>	10月	11月	12月	1月	2月	3月	0.21%	0.29%	0.23%	0.40%	0.54%	0.35%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.49%</td> <td>0.66%</td> <td>0.43%</td> </tr> </tbody> </table>	1月	2月	3月	0.49%	0.66%	0.43%
10月	11月	12月	1月	2月	3月															
0.21%	0.29%	0.23%	0.40%	0.54%	0.35%															
1月	2月	3月																		
0.49%	0.66%	0.43%																		

(参考) 「資産の一部キャッシュ化ルール」の概要

(平成30年11月7日第6回代議員会決定)

I キャッシュ化の時期

12月末、1月末、2月末時点で、予定利回り(2.0%)に運用報酬と業務委託費を加味した必要利回りが確保でき、かつ、その水準が年度末まで運用を停止しても決算段階で不足金が生じない水準である場合は、ルールを適用しそれぞれのタイミングで資産のキャッシュ化を図る。



II タイムラグリスクへの対応

①前月末の収益率が確定して基金に報告が行われる翌月4営業日までの間、既にマーケットは動いており、このタイムラグについては、その間の株価騰落率で収益率を一旦補正し、②基金からのキャッシュ化指示日から実際の売却日までの2営業日のタイムラグについては、過去3年の1月、2月、3月における株式市場の連続する2日間の騰落率を基に定めた「リスク調整率」によって収益率を調整し、最終的なキャッシュ化の可否の判断を行う。

III キャッシュ化の対象資産

市場リスクの顕在化に伴う収益率の悪化を回避するというルールの導入目的に鑑み、キャッシュ化の対象資産はリスク性資産とする。具体的には国内株式、外国株式のほか、為替リスクのある外国債券を含めた3資産とする。国内債券は無リスクではないものの、価格変動は限定的であり、通常、債券は株式と逆相関の動きを示し、株式下落局面における収益の下支え機能を持つことから、キャッシュ化の対象外とする。

現行制度の拡充 および 基金名称の変更について

先の第12回代議員会において、現行制度の拡充策と基金名称を変更することが全会一致で議決承認され、いずれも本年10月1日から施行することとなりました。

1 現行制度の拡充

当基金では、加入事業所における継続雇用の実態などを踏まえ、現行制度の見直しを進めてきたところですが、以下のように、加入上限年齢等を事業主の選択制としこの10月1日から施行することといたしました。

今回の実施を見送った事業主さまには、随時変更の申出をお受けいたしますので、ご要望の際には基金事務局へご連絡ください。

加入上限年齢の変更	60歳未満 または 65歳未満の選択制
加入待期間の変更	3年 または 廃止の選択制
口数設定方法の変更	全員一律同口数 または 勤続年数等に応じた口数の選択制

2 基金名称の変更

当基金では東京都以外の道府県に所在する事業所が多数あり、基金名称と実態とが合致しておらず、また、基金の名称から新規加入の際の条件として所在地が東京都内に限定されているとのイメージが強く、これが他の道府県からの新規加入を阻害する要因の一つともなっていました。このため、実態に合わせるとともに、他の道府県からの新規加入を促進するため、この10月1日より基金名称を現在の「東京金属事業企業年金基金」から「**金属事業企業年金基金**」に変更することとなりました。

任期満了に伴う代議員の選定について

去る4月20日をもって第1期代議員の任期が満了し、これに伴う第2期の代議員の選定が行われた結果、以下の方々が就任されました。第2期代議員の方々の任期は2023年4月20日までとなります。

東京金属事業企業年金基金の代議員の方々（敬称略）
（任期：2020年4月21日～2023年4月20日）

選定代議員			互選代議員		
役職	氏名	所属事業所	役職	氏名	所属事業所
理事長	石川 隆一	石徳螺子株式会社	理事	鈴木 保之	エトー株式会社
副理事長	西 正信	株式会社やまびこ	理事	森辻 英樹	アトムリビンテック株式会社
理事	太田 哲郎	株式会社ベスト	理事	酒井 豊	東京金属事業企業年金基金
監事	小林 秀之	秀邦金属株式会社	監事	竹内 則康	株式会社竹内工業所
代議員	藤田 学	東京金属事業健康保険組合	代議員	末永 正明	水戸工業株式会社
代議員	高山 進好	株式会社東邦製作所	代議員	庭山 理	櫻金属工業株式会社
代議員	藤野 宗孝	藤野金属株式会社	代議員	平岡 治	徳力精工株式会社
代議員	安部 隆行	第一合同商事株式会社	代議員	中出 博	株式会社中出製作所

なお、互選代議員の平岡治氏（徳力精工株式会社）は、7月31日付をもって退任の申し出があった山蔭剛志氏の後任として8月20日付で就任いただきました。

総合型DB基金のガバナンスに係る政省令案等に関する意見提出について

これまで本誌（2018-No.2, No.3）でご案内のとおり、厚生労働省は、全国の多くの基金からの反対意見があったにもかかわらず、総合型DB基金のガバナンス強化と称し、代議員の定数を最大100名まで増やすことや、多大な費用を伴う公認会計士を活用した会計監査の実施を義務付けるための通知変更を行いました。

この通知変更によって基金の現場では既に大きな混乱が生じており、そうした中で、厚生労働省は、通知の内容を法令化、具体的には政令・省令・告示に引き上げることとしており、そのための意見募集（いわゆる「パブリックコメント」）が7月上旬から8月上旬にかけて行われました。

過去2回のパブリックコメントにおいてもそうだったように、厚生労働省は行政手続法に基づいた手続きを踏んだという単なる実績作りのために行っており、特に今回は、既に通知化している内容を政省令化するという基本スタンスからして、提出意見に基き内容を修正すること自体考えにくいと思われま

す。しかしながら、代議員定数の拡大にしても、公認会計士の活用にしても、なぜ総合型DB基金に限って必要とされるのかなど、数々の疑問に対してこれまで明確な回答は示されておらず、そうした中で法令化というエスカレーションは看過できないことから、当基金では次の意見を去る8月11日厚生労働省あて提出しました。

なお、厚生労働省が示した政省令案等の概要は以下のとおりであり、従来の通知内容と同じ内容です。

（参考）パブリックコメントとは、行政機関が命令等を定めようとするとき、行政手続法に従って当該命令等を定める前に一定の期間を定めて広く一般の意見を求める手続きをいう。

	政省令案の概要
1. 代議員の定数	<p>【政令案】 事業所間の人的関係が緊密でない2以上の厚生年金保険適用事業所の事業主（以下「事業主」）が共同で設立する又は設立している企業年金基金（以下「総合型企業年金基金」）の方針決定を担う代議員会の構成員である選定代議員（事業主等から選定される代議員）の定数について、事業主の基金運営への参加意識を高めるべく、次のとおり最低限の定数を定める</p> <p>①基金設立時点の設立に携わった事業主の数の10分の1以上（ただし、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3）とする</p> <p>②代議員の任期（DB令第11条の規定により代議員の任期は3年を超えない範囲で規約で定めるところとされている）が満了し、新たに選定代議員を選定する場合には、その時点の設立事業所の事業主の数の10分の1以上（ただし、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3）とする</p> <p>【経過措置】 選定代議員の定数要件について、施行日以後に初めて到来する代議員の任期満了までに満たせばよい</p>
2. 会計監査等の実施義務	<p>【省令案】 総合型企業年金基金の会計の正確性を適切に把握するため、総合型企業年金基金の監事が代議員会に事業及び決算に関する報告書を諮るときは、以下の結果を考慮した意見を付すこととする</p> <p>①公認会計士による会計監査</p> <p>②監査法人の監査</p> <p>③監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（いわゆる「AUP」）</p> <p>※AUP(Agreed Upon Procedures)とは、公認会計士と依頼者の間で確認する具体的事項とその方法について合意し、公認会計士は得られた事実についてのみ報告を行うもの</p> <p>【経過措置】 監事は施行日の属する当該総合型企業年金基金の事業年度の翌事業年度（施行日から起算して6ヶ月以内に事業年度の末日がある場合には翌々事業年度）の事業及び決算に関する報告書の提出から会計監査等の結果を踏まえた意見を付すこと</p>

「確定給付企業年金法施行令等の一部を改正する政令案等に関する意見」

2020年8月11日

東京金属事業企業年金基金

以下について厚労省の見解・回答を求める。

- ①現行 DB 法においては、「規約型」と「基金型」の法的位置づけは区分されている一方、基金型について、財政の基盤や加入事業所の倒産リスクが全く異なっているにも関わらず、企業が単独もしくはグループ企業で設立する「単一・連合型」基金と、同種同業の事業主が共同で設立する「総合型」基金との区別は行われていない。今回、基金型の中から敢えて総合型を切り出して政省令を措置するという事は、厚労省が単一・連合型と総合型の棲み分けを行っていることを意味しており、だとするならば、本来 DB 法においても単一・連合型と総合型の法的位置づけを明文化するのが筋と考える。にも関わらず、今回 DB 法には一切手を加えることなく、いきなり政省令でそれも総合型基金に限った形でガバナンスに係る事項を措置するという強引な構成となっており、そうした法的構成自体に問題があるのではないのか。
- ②代議員定数の変更は、中小企業等協同組合法に基づく総代の定数例など引用して総合型基金に当てはめたものであり、厚労省が主張するとおり総合型基金のガバナンス強化が喫緊の課題であって、かつ代議員数を増やすことで真にガバナンスが強化されるということであるなら、引用元の中小企業等協同組合法がそうしているように、本法の中に堂々と定数の基準を明記すべきではないか。
- ③総合型基金の代議員の多くは健保組合の組合会議員を兼ねており、加入事業所数が健保組合より明らかに小さい基金の代議員数が健保組合の組合会議員数よりはるかに大きいという現行の基準を問題視する方々が大半である。まして現下のコロナ禍の中で 100 名規模の代議員会開催などナンセンスであり、愚作ともいふべき非現実的な基準の政省令化は撤回し早急に基準の見直しを行うべきである。
- ④代議員就任を依頼しても断られる場合が多く、その結果苦肉の策として 1 社から数名規模の代議員を選定して人数合わせを行っている基金が多数散見されるが、そうした実態を厚労省は承知しているのか。また、このように 1 社から多数の代議員を選定することを厚労省は可とするのか見解を問う。
- ⑤公認会計士等の活用は、社会福祉法人における導入例を参考としているが、そもそも社会福祉法人の負債と総合型基金の年金資産とを同視すること自体に問題があり、また、社会福祉法人の場合はごく一部が対象となっているのに対し、総合型基金は大半が対象となるなど平仄も全く取れていない。代議員の選任基準と同様、現場の実態が全く考慮されていない愚作の政省令化は撤回すべきである。
- ⑥いわゆる AUP については、会計の適正性や妥当性に関して公認会計士による意見表明が行われることのない代物であるにもかかわらず厚労省は効果があるとしているが、一体どのような効果があるのかを示されたい。現実的には無駄な時間と費用がかかるだけで何ら効果はなく、当の公認会計士からもこの程度の AUP はやる意味がないとの意見も出ている。厚労省はこうした現場の実態を承知しているのか。

企業年金基金概況

2020年6月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
111社	4,179人	995人	2,894百万円

発行 東京金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>